

告 示

埼玉県告示第三百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成元年埼玉県告示第二百二十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

滑川町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業滑川公共下水道

三 事業施行期間

平成元年二月二十八日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成元年埼玉県告示第二百二十三号、平成六年埼玉県告示第九百六十五号、平成九年埼玉県告示第六百六十四号、平成十四年埼玉県告示第一百一号、平成二十年埼玉県告示第五百号、平成二十一年埼玉県告示第四百五十一号及び平成二十四年埼玉県告示第四百二十六号の事業地に、滑川町大字月輪字北谷及び字間堀並びに大字羽尾字十三塚を加え、滑川町大字月輪字西荒井、字高根、字中道北、字宮前、字築地、字築地前、字溝半田及び字新道上並びに大字羽尾字川向及び字新宿地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし